

平成28年白老町議会議案説明会会議録

平成28年 2月23日(火曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 2時58分

○議事日程

1. 白老町議会定例会3月会議議案説明
-

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会3月会議議案説明
-

○出席議員(13名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 山田和子君 | 2番 小西秀延君 |
| 3番 吉谷一孝君 | 4番 広地紀彰君 |
| 5番 吉田和子君 | 6番 氏家裕治君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 及川保君 | 10番 本間広朗君 |
| 11番 西田祐子君 | 12番 松田謙吾君 |
| 14番 山本浩平君 | |
-

○欠席議員(1名)

- 13番 前田博之君
-

○説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|-------|
| 総務課長 | 大黒克己君 |
| 財政課長 | 安達義孝君 |
| 企画課長 | 高橋裕明君 |
| 経済振興課長 | 本間力君 |
| 経済振興課港湾室長 | 赤城雅也君 |
| 生活環境課長 | 山本康正君 |
| 農林水産課長 | 石井和彦君 |
| 町民課長 | 畑田正明君 |
| 税務課長 | 南光男君 |
| 建設課長 | 竹田敏雄君 |
| 上下水道課長 | 田中春光君 |
| 健康福祉課長 | 長澤敏彦君 |

高齢者介護課長	田 尻 康 子 君
学校教育課長	高 尾 利 弘 君
生涯学習課長	武 永 真 君
子ども課長	下 河 勇 生 君
病院事務長	野 宮 淳 史 君
消 防 長	中 村 諭 君
予 防 課 長	笠 原 勝 司 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 査	増 田 宏 仁 君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） それではこれより定例会3月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

○議長（山本浩平君） 定例会3月会議に町長から提案のある議案は、各会計補正予算10件、新年度の各会計予算12、条例の制定・一部改正・廃止関係18件、合わせて40件であります。それでは順次議案の説明をいただきますが、議案の内容等によりまして日程の変更あらかじめ議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

日程第1、議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第14号）の議案について説明をお願いいたします。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第1号でございます。平成27年度白老町一般会計補正予算（第14号）です。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4億3,207万9,000円を追加しまして、総額につきましては99億1,294万2,000円の補正となります。主な内容につきましてはご説明申し上げますけれども、執行残不用額の整理と、今回は早期健全化に向けた対策として国保会計の赤字の解消分、墓園会計の償還金の支援分、それから基金の積み立て、それと繰り上げ償還の内容となっておりますので、この内容につきましては歳出のほうでご説明申し上げたいと思っております。

それでは4ページ、5ページをお開きください。まず第2表でございます。繰越明許費でございますが、ここに5事業を掲載しておりますけれども、この事業につきましては次年度に繰り越して行う事業でございます。総額2億6,375万7,000円の事業でございますが、ここにつきましても歳出の中でご説明申し上げたいと思っております。

次、6ページでございます。「第3表 債務負担行為補正」でございます。これは本年度予算を計上しまして、入札行為等を行って確定した額を変更するものでございます。1番目として変更を記載している事業、2番目として廃止ということで子育て世代・移住者等定住促進支援事業につきましては、本来は土地を購入してから次年度以降に家を建てた場合につき補助金を支給するものがございますが、本年度につきましては今年度中に購入し3月までに住宅を建てるということで債務負担の行為を変更後ゼロとしております。

次に、「第4表 地方債補正」でございます。これは各臨時事業の事業の確定により起債の総額が確定したということでの変更でございます。これについても、歳出のほうでご説明申し上げたいと思っております。

それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出のほうからご説明申し上げます。28ページをお開き

ください。1款議会費、1項1目議会費、議会運営経費139万円の減額補正でございます。旅費につきましては自主研修の執行残、需要費につきましては議会だより等の印刷単価の減でございます。25万円の減額、役務費については会議室の減ということで30万円の減額となっております。財源は一般財源でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費、臨時職員経費60万9,000円の減額補正でございます。これにつきましても不用額の整理でございます。財源は全額一般財源でございます。情報化推進経費107万9,000円の減額補正で、これも同じく不用額の整理でございます。財源も一般財源でございます。次の30、31ページの(3)光ネットワーク管理事業138万円の減額補正でございます。これも不用額の整理でございます。財源は財産収入が181万4,000円の増、一般財源が319万4,000円の減となります。(4)情報基盤推進事業3万円の減額補正でこれも不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。(5)番号制度導入事業150万9,000円の増額補正でございます。まず委託料につきましては、番号制度の業務委託料の入札差金として61万9,000円、備品購入費も不用額で7万円の減額補正です。負担金補助及び交付金219万8,000円の内訳ですけども、負担金として情報システム運用経費負担金が減額になっております。91万8,000円でございます。交付金で地方公共団体情報システム機構交付金311万6,000円の増額補正でございます。この業務内容は通知カード等の委託に係る交付金でございます。財源につきましては国庫補助金が219万8,000円の増額、一般財源が68万9,000円が減額となります。次(6)情報セキュリティ強化対策事業1,303万1,000円の増額補正でございますが、これは繰越明許費でございます。28年度に繰り越して行う事業でございます。まず委託料として、情報セキュリティ強化対策業務委託料922万6,000円でございますが、これはL G W A Nとインターネットの切り離しの作業の業務委託でございます。備品購入費につきましては基幹系のU S Bデータの管理に係る備品購入と指紋認証、基幹系でございますがセキュリティを高めるための指紋認証を取り入れることによる備品の購入、合わせて380万5,000円の額となります。財源につきましては国庫補助金645万円、地方債が640万円でございます。一般財源は18万1,000円となっております。

次に、4目広報広聴費、広報活動経費34万8,000円の不用額の整理でございます。財源的には諸収入15万5,000円の増、一般財源が50万3,000円の減となっております。33ページの会計事務経費30万円の不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。

次に、7目財産管理費、(1)財産管理事務経費98万4,000円の増額補正でございます。備品購入費として、28年度の新入職員分の机10台、椅子9台、ロッカーを6台を購入する経費でございます。財源は一般財源でございます。次に(2)町職員住宅管理経費10万円の減額補正でこれも不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。(3)公共施設等総合管理計画策定事業48万5,000円の減額補正は入札差金となっております。財源は一般財源でございます。(4)町有林更新事業10万円の不用額の整理でございます。財源は諸収入として室信緑の基金、助成金50万円、一般財源が60万円の減となっております。(5)町有林管理事業25万1,000円の増額補正でございます。業務委託として運材業務運搬料で間伐材を土場から運搬するための委託経費として60万5,000円、町有林の保育事業委託料は入札差金の35万4,000円の減額でございます。財源は全額一般財源でございます。

次に、8目車両管理費、(1) 共用車等管理経費39万6,000円の不用額の整理でございます。財源も一般財源でございます。

次に35ページ、9目企画調整費、(1) 地域おこし協力隊活用事業70万1,000円の不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。12目支所及び出張所費、(1) 出張所運営経費に7万8,000円の減額補正で不用額でございます。財源は一般財源です。

次に、13目交通安全対策費、(1) 交通安全対策経費4万円の増額補正でございます。費用弁償として交通安全指導員に対するものでございます。財源は一般財源でございます。14目自治振興費、(1) 地区コミュニティ支援事業10万円の不用額整理でございます。財源も一般財源でございます。16目町営防犯灯管理費、(1) 町営防犯灯維持管理経費30万円の不用額の整理でございます。財源も一般財源でございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳消費です。(1) 戸籍住民基本台帳等事務経費20万円の不用額の整理でございます。財源につきましては使用料の20万円の減額でございます。4項1目選挙管理委員会費、選挙人名簿システム改修事業26万円の増額補正でございます。業務委託料として選挙人名簿のシステム改修業務委託料でございますが、この内容につきましては選挙の基準日となる告示の前日前から3カ月前に住民登録をされた方たちが有権者登録等となりますが、基準日に移動した場合については、現状では投票できない状況でございましたが、このたび法の改正で基準日にこの告示の前の日ですけれども、移動した方も投票できることと改正されましたのでそれに伴うシステム改修でございます。国庫補助金が12万9,000円、一般財源が13万1,000円でございます。

次、3目町長及び町議会議員選挙費、(1) 町長及び町議会議員選挙経費179万1,000円の不用額の整理でございます。財源は一般財源です。5項2目指定統計費、指定統計調査経費119万8,000円の不用額の整理でございます。これも一般財源でございます。

次に38ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1) 地域福祉推進事務経費18万円の増額補正でございます。これは補助金として白老町社会福祉協議会に交付するものがございますが、本年度の人勸分の人件費分見合いの増額補正でございます。財源は一般財源でございます。

(2) 循環福祉バス運行事業経費400万円の減額補正でございます。これも不用額の整理でございます。財源は一般財源です。(3) 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業1億279万8,000円の増額補正でございます。これも28年度の繰り越し事業でございますが、これは本年度の国の事業である1億総活躍社会の実現に向けた賃金引き上げの恩恵をおよびにくい低年金受給者への支援としての交付金となります。対象者については27年1月1日現在の住民税非課税者でございます。対象者は約3,280人ございまして、1人当たり3万円の支給でございます。これは4月に申請書を発送しまして、給付につきましては5月から7月の給付を見込んでおります。それに係る経費の計上でございます。これは全額国庫補助金でございます。

次、40ページの3目老人福祉費、(1) 在宅老人福祉事務経費は100万3,000円につきましては不用額の整理でございます。財源は分担金、負担金が6万円の減、一般財源が94万3,000円の減となります。(2) 老人福祉単独事業経費10万円の不用額の整理です。財源は一般財源でございます。(3) 施設入所者措置費支弁経費650万円の不用額の整理でございます。財源につきまし

ては、分担金及び負担金が19万8,000円、一般財源は669万8,000円でございますが、当初見込んでた入所者でございますが、1名が死亡、2名の方は見込みとして上げていたがその方たちが実際に入所しなくて現状3名の利用ということでございました。次に(4)地域包括支援センター運営経費108万2,000円の不用額の整理でございます。財源につきましては諸収入36万1,000円の減、一般財源が72万1,000円の減となります。(5)後期高齢者医療事業特別会計繰出金5万1,000円の減額補正でございますが、これにつきましては広域連合負担金の精算分でございます。財源は一般財源でございます。(6)介護保険事業特別会計繰出金401万7,000円でございます。これにつきましては介護特別会計に繰り出す繰出金でございますが、事務費として12万円の減、次のページでございますけど地域支援事業分(介護予防事業)でございますが30万9,000円の減、地域支援事業分(包括的支援事業・任意事業)が30万6,000円、低所得者保険料などの軽減分は9万3,000円の増でございます。財源につきましては国が4万7,000円、道2万3,000円、一般財源が408万7,000円の減となるものでございます。(7)特別養護老人ホーム事業特別会計繰出金119万円の減額補正でございます。これは管理費として寿幸園の入所者の入所率が向上することでホテルコスト分が増加したことから、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。財源は一般財源でございます。

次に、3目身体障害者福祉費、(1)障害者自立支援事務経費43万2,000円の減額補正でございます。これにつきましては不用額の整理でございます。財源は国が17万8,000円の減、道補助金が8万9,000円、一般財源が16万5,000円の減額となります。(2)障害者自立支援給付経費5,133万6,000円の増額補正でございます。この経費につきましては実績見合いの計上でございまして、扶助費、自立支援医療費扶助が114万4,000円の増、障害者介護給付費が1,890万1,000円、障害者施設訓練等給付費が2,089万5,000円、障害者相談支援給付費が77万2,000円のは増額でございまして、償還金利子及び割引料につきましては26年度の精算分に係る返還金958万1,000円の計上でございます。財源は国庫補助金が1,846万6,000円の増、道補助金941万3,000円の増、諸収入が75万4,000円の減、一般財源は2,421万1,000円の増となります。(3)障害者支援援助経費43万8,000円の減額補正でございます。これも実績見合いの整理の額でございます。在宅障害者配食サービス事業委託料として21万9,000円の減、それから扶助費として重度心身障害者タクシー料金扶助を8万4,000円の減、腎臓機能障害者等交通費扶助の13万5,000円の減となっております。財源は全額一般財源でございます。(4)重度心身障害者医療費給付費5万1,000円の増でございますが、これは実績見合いにより手数料の増額の補正でございます。財源は一般財源でございます。次に45ページの(5)地域生活支援事業経費69万6,000円の減額補正でございます。この実績見合いの計上でございます。財源は国庫補助金が131万2,000円の減、道補助金が65万6,000円の減、一般財源は127万1,000円増となります。

次に、4目乳幼児福祉費、(1)乳幼児等医療費助成経費23万8,000円の増額補正でございます。これも実績見合いによる手数料の増額補正でございます。財源は一般財源でございます。(2)子ども医療費助成事業230万8,000円の減額補正でございます。これも同じく実績見合いに伴いまして、子ども医療費扶助費の減額でございます。財源は地方債が230万円の減、一般財源が8,000円の減となります。

次、6目総合保健福祉センター管理運営費、(1)総合保健福祉センター管理運営費経費162万9,000円の不用額の整理でございますが、一部消耗品につきましては18万8,000円の増額、これは蛍光灯などの消耗品でございます。それと燃料費は240万円の減、修繕費がトイレのウォッシュレット交換で29万円の増、役務費で通信運搬費これは電話回線の使用料の増加で11万5,000円の増額、手数料はシャワーの混合線の交換を行う手数料として10万3,000円の増、使用量及び賃借料は下水道使用量を実績見合いとして7万5,000円の増額補正でございます。財源は全額一般財源でございます。2項1目児童福祉総務費、(1)子ども育成推進経費3万3,000円の減額補正でございますが、これは不用額の整理でございます。財源は国庫補助金が1万1,000円の減、道補助金も同じく1万1,000円の減、一般財源も同じく1万1,000円の減となります。

次に、47ページの(2)保育行政事務経費90万8,000円でございますが、これは28年度に繰り越して行う事業でございます。保育料の集計業務委託料での計上でございますが、本年度から保育料の算定が改正されまして、28年の保育料につきましては4月から8月分が27年度分の住民税の賦課額で確定されまして決定されます。また9月から翌年度の3月分は28年度の住民税の賦課額ということでございますので、4月から8月分につきましては、もう本年度中に業務委託を行って4月に間に合わせる事業でございます。財源につきましては国庫補助金が45万3,000円、一般財源が45万5,000円となります。(3)子育てふれあいセンター管理運営経費6万5,000円の増額補正でございます。これは実績見合いによりファミリーサポートセンターの利用人数の増加に伴うものでございます。財源は一般財源でございます。(4)子ども夢・実現プロジェクト事業3万7,000円の減額につきましては、不用額の整理でございます。財源につきましては、ふるさと納税基金の3万7,000円の減額でございます。(5)子育てタウンしらおい推進事業1万5,000円ですが、これにつきましては子育てガイド作成業務委託料の入札差金でございます。財源は一般財源でございます。

次に、2目児童措置費、(1)児童手当給付費845万円の減額補正でございます。これは実績見合いにより本年度の児童手当の人数が確定したということの計上でございます。財源は国庫補助金が677万5,000円の減、道補助金が83万8,000円の減、一般財源が83万7,000円の減となります。3目ひとり親家庭等福祉費、(1)ひとり親家庭等医療費給付費40万円の増額補正でございます。実績見合いにより役務費と扶助費の増額補正でございます。これは一般財源でございます。

次に、49ページの4目児童福祉施設費、(1)町立保育園運営経費202万円の減額補正でございます。これは不用額の整理でございます。一部、11需用費の中の賄い材料費10万円の増がございますが、これは材料費の単価アップによる増額でございます。財源は国庫補助金が1万1,000円の増、諸収入17万7,000円の増、分担金が28万7,000円の増、一般財源が249万5,000円の減となります。(2)緑丘保育園運営費等経費50万円の減額補正でございますが、実績見合いでございます。この財源につきましては国庫補助金が41万7,000円の減、道補助金が20万8,000円の減、諸収入は42万6,000円の増、分担金が88万7,000円の減、一般財源は58万6,000円の増となります。(3)特別保育事業経費192万円の減額補正でございます。これも実績見合いとなっております。これも財源も国庫補助金が104万7,000円の減、道補助金が104万8,000円の減、一般

財源が17万5,000円の増となります。(4) 認定こども園運営等経費1,400万円の減、これについても実績見合いでございます。国の補助金が830万円が減、道補助金318万7,000円が減、一般財源が251万3,000円が減となる計上でございます。(5) 認定こども園施設整備事業、これは補助金の確定でございます。本年度さくら幼稚園で内部の改修これは来年度の認定こども園のための改修経費として補助金をいただいた経費の確定でございます。902万7,000円の減でございます。財源が国庫助金が894万円の減、道補助金が273万円1,000円の増、一般財源が281万8,000円の減となります。

次に、5目子ども発達支援センター費、(1) 子ども発達支援センター子育て支援運営経費46万5,000円の不用額の整理でございます。財源が国庫補助金が23万3,000円減、道補助金が同じく23万2,000円の減となります。

次に6目児童館費、(1) 児童館管理運営経費37万6,000円の不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。

次に、51ページの7目子育て世帯臨時特例給付金給付費、(1) 子育て世帯臨時特例給付金給付事業29万6,000円の減額補正でございますが、今年度の給付金の精算でございます。職員手当から役務費の減額となっております。財源につきましては国庫補助金が29万4,000円の減、一般財源が2,000円の減となります。

次に、4款環境衛生費、1項1目地域保健費、(1) 検診管理事業経費210万円の減額補正でございますが、実績見合いで総合健診等委託料等以下検診料の整理でございます。財源につきましては、国庫補助金が48万2,000円の減、諸収入が102万9,000円の減、一般財源が58万9,000円の減となります。(2) 国民健康保険事業特別会計繰出金4,394万5,000円でございます。まず国民健康保険の事業特別会計の繰出金の内容として、保険基盤安定等分が確定しておりまして本年度の事業に伴うものが1,673万4,000円でございますが、これは国庫補助金等が一般会計に国庫、道補助金が入ってまいりまして、それを追加して交付するもので、町の補助分は4分の1となっております。1,673万4,000円のうち418万3,000円が町の持ち出し分でございます。その他の繰り出しとして今回財政健全化のための対策の一つの事業でございますけども、26年度の国民健康保険事業会計の赤字分で2,851万5,633円が赤字分となっております。今回につきましては、国民健康保険会計で130万5,085円の基金を持ち合わせておりますので、その分を差し引いた2,721万5,488円分を今回国民健康保険会計に繰り出しを行い赤字の解消を図るものがございます。財源につきましては、国庫補助金が593万円、道補助金が662万1,000円、一般財源が3,139万4,000円の計上でございます。(3) 母子保健事業経費、実績見合いとして200万円の減額補正でございます。財源は一般財源でございます。

次のページの53ページ(4) 後期高齢者特定健診審査事業経費でございます。37万4,000円の減額補正で、これも実績見合いの減額となっております。財源は諸収入37万4,000円の減となります。(5) 未熟児養育医療給付事業経費178万6,000円の減額補正でございますが、実績見合いに伴う減額でございます。財源につきましては国庫補助金が83万3,000円の減、道補助金が41万6,000円、諸収入11万8,000円の減、一般財源が41万9,000円の減となります。

次に、3目予防費、(1) 予防接種事業経費280万円の減額補正でございます。これも実績見

合いに伴う減額でございます。財源が一般財源でございます。

次に、2項1目環境衛生諸費、(1)環境行政推進経費20万3,000円の減額でございますが、不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。(2)有害昆虫鳥獣駆除対策経費22万円の減額でございます。これも同じく不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。(3)環境美化対策経費、不用額17万5,000円の不用額の整理で財源は一般財源でございます。

次に、55ページ2目公害対策費、(1)公害対策経費21万7,000円の減額補正で不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。3目火葬場費、(1)白老葬苑管理経費28万円の減額補正で、これも不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。4目墓園費、(1)白老霊園及び町有墓地管理経費2,953万6,000円の増額補正でございます。これも国庫会計と同じく墓園特別会計の支援のための経費計上でございます。まずこの2,953万円の内訳としてましては、本年度の元利償還金の部分の支援が124万6,993円でございます。9月以降28万円の使用料収入がございましたが、3月に支払う元利償還金152万6,000円を本来は使用料で見なければだめなのですが、その分が歳入にならないということで支援するものでございます。それと合わせまして26、27の状況を勘案しましても、使用料収入がございませんので今後38年度分までの元利償還金を今回繰り出すものでございます。元金2,779万3,600円、利子49万4,441円を合わせまして2,828万8,000円を支援するものでございます。これにつきましては私の説明全部終わりましたから詳細についてまたご説明国保会計も同じく説明させていただきます。財源につきましては全額一般財源でございます。

次に、3項1目清掃総務費、清掃行政事務経費5万1,000円の不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。2目塵芥処理費、環境衛生センター運営経費206万円の減額補正でございます。これも不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。

次に57ページ、(2)一般廃棄物広域処理経費498万2,000円の減額補正でございます。この委託料として焼却灰の成分分析業務委託料につきましては入札差金の10万円でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、登別市に対する負担金として登別市のクリンクルセンターの運営経費の光熱費委託料の精査分がまとまった結果488万2,000円の減額となります。財源は全額一般財源でございます。

次に、(3)バイオマス燃料化施設管理運営経費2,621万4,000円の減額補正でございます。これは不用額の整理でございまして、火災以降運転業務が全開運転業務となっていないことから、今回不用額の整理を行うものでございます。財源につきましては財産収入が29万6,000円の減、一般財源が2,591万8,000円の減となります。

続きまして58ページ、6款農林水産業費、1項1目農業委員会費でございます。これは財源振替、道補助金が入ってきたということで財源振替をしております。2目農業総務費、(1)農業行政事務経費26万4,000円の不用額の整理でございます。臨時職員の部分の27万6,000円が不用額の整理でございますが、負担金としてとまこまい広域農業協同組合土壤診断負担金1万2,000円が増額補正となっております。これは町内の8点を土壤分析し1カ所当たり3,000円でございますが、2分の1の町負担分の1万2,000円の計上でございます。財源につきましては全

額一般財源でございます。4目畜産業費、(1)公共牧場管理経費124万7,000円の減額でございます。実績見合いに伴いまして委託料の減額でございます。財源は使用料が124万7,000円の減となっております。(3)畜産振興推進事業24万9,000円の増額補正です。補助金として肉用牛肥育推進振興資金利子補給事業として本年度の貸付の確定となっております、その24万9,000円が確定しております。財源は一般財源でございます。

次に、2項1目林業振興費、(1)森林・山村多面的機能発揮対策推進事業49万6,000円の減額補正です。これは不用額の整理でございます。財源が道補助金が51万7,000円の減、一般財源が2万1,000円の増となります。

次、61ページ、3項1目水産振興費、(1)水産経営安定化推進経費38万8,000円の減額補正でございますが、これは実績見合いで漁業近代化資金の利子補給金が確定したことよっての減額でございます。財源は一般財源でございます。

次に、7款商工費、1項1目商工振興費、(1)商工会補助金32万8,000円の減額補正でございます。これにつきましては、商工会のプロパーの職員の異動に伴って給与費の減ということの減額となっております。財源は一般財源でございます。(2)食材王国しらおいブランド強化事業78万円の減額補正でございます。不用額の整理でございます。財源につきましては諸収入78万円の減額となっております。次に63ページ、(3)子育て世代・移住者等定住促進支援事業24万9,000円でございます。これは本年度に子育て世帯の方の町有地の購入で本年度中に住宅を建て3月中に完成という見込みのため補助金の分、不足分24万9,000円を増額補正するものでございます。財源は一般財源でございます。2項1目観光対策費、(1)観光資源管理経費に20万円の減額補正でございます。不用額でございます。財源は一般財源でございます。

次に、8款土木費、1項1目土木総務費、(1)土木施設管理事務経費7万2,000円の増額補正となっております。まず負担金につきましては北海道災害復旧協会につきましては、不用額の整理の10万円の減額でございます。償還金利子及び割引料で還付金につきましては太陽光発電による送電線の施設の占用料の課税誤りでございます。これは26年度に2社分の課税を行っておりましたが、架空線分を地下埋設管延長と誤って課税を行ったものでございます。それに伴い26、27年度分の還付金16万3,000円を還付するものでございます。それに伴う還付加算金が9,000円の計上でございます。財源につきましては、一般財源でございます。

次に、2項1目道路維持費、(1)道路施設維持補修経費18万3,000円の不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。

次のページの65ページ(2)道路排水処理事業3万3,000円は入札差金でございます。財源は一般財源でございます。次に2目道路新設改良費(1)町道整備事業事務経費13万1,000円は不用額の整理で財源は一般財源でございます。(2)町道整備補助事業1,677万4,000円は入札差金でございます、竹浦2番通り舗装事業とポロト社台線改良事業の入札差金でございます。財源につきましては国庫補助金が935万円の減、地方債が410万円の減、一般財源322万4,000円の減となります。3目橋梁維持費(1)橋梁長寿命化修繕計画策定事業380万円の減額でございます。これも入札差金の整理でございます。財源が国庫補助金231万円の減、地方債330万円の減、一般財源は181万円の増となります。4目交通安全施設整備費、(1)陣屋通り人道跨線橋改修

事業22万9,000円の減額でございますが、入札差金でございます。国庫補助金が4万2,000円の減、地方債が220万円の減、一般財源が238万7,000円の減となります。

次に67ページ、3項2目河川改良費、(1)河川改修事業(補助事業)57万3,000円の減額補正で入札差金でございます。財源は国庫補助金が4,000円の減、一般財源が56万9,000円の減となります。3目排水対策費、(1)北吉原バーデン団地排水施設整備事業43万7,000円の減額で入札差金でございます。財源は地方債50万円の減、一般財源は6万3,000円の増となります。(2)メップ川災害対策事業14万円の減額でございます。これも入札差金でございます。財源は地方債が20万円減、一般財源が6万円の増となります。

4項1目港湾管理費、(1)港湾施設管理経費25万3,000円の増額補正でございます。これは電気量の増額補正でございます。使用料として19万6,000円の増、道委託金が5万7,000円の増となります。2目港湾建設費、(1)港湾機能施設整備事業特別会計繰出金26万円の増額補正でございます。これにつきましては消費税分の額の増に伴いまして、繰り出しの増となっております。財源は一般財源でございます。

次に69ページ、港湾建設事業2,519万3,000円の減額補正でございます。本年度の港湾事業の事業確定に伴うものでございます。財源につきましては、地方債1,980万円の減、一般財源539万3,000円の減となっております。

次に、5項2目公共下水道費、(1)公共下水道事業特別会計繰出金1,000万円の減でございます。これも実績見合いに伴いまして一般会計から繰り出しているものを減額となっております。財源は一般財源でございます。

次に、3目公園費、(1)萩の里自然公園維持管理経費14万円の減額補正でございます。これは不用額の整理で一般財源でございます。(2)白老町都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業44万円の減額でございます。これは入札差金でございます。財源は国庫補助金が7万円の減、公共施設等整備基金が37万円の減となります。

次に、9款消防費、1項1目常備消防費、(1)消防本部運営経費73万円の減額で、不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。次のページの71ページ、(2)救急活動経費、不用額15万円の減額でございます。これは財源は一般財源でございます。(3)職員訓練研修経費10万円の減額で不用額の整理でございます。財源も一般財源でございます。(4)常備消防施設維持管理経費115万円の不用額の整理で一般財源でございます。(5)消防用資器材整備・更新事業17万円、これも不用額の整理でございます。財源も一般財源でございます。2目非常備消防費、(1)消防団運営経費11万円の減額補正で不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。4目災害対策費、(1)災害センター管理経費77万6,000円の減額補正で不用額の整理でございます。これは財源は国庫委託金で77万6,000円の減でございます。(2)防災行政無線(同報系)施設管理経費38万9,000円の減額でございます。入札差金でございます。財源につきましては特定防衛施設周辺整備環境調整交付金基金2万円の減、一般財源が36万9,000円の減となっております。

次に、73ページの10款教育費、1項4目指導厚生費、(1)教職員福利厚生経費49万5,000円は実績見合いに伴います減額でございます。財源は一般財源でございます。5目諸費、(1)私

立高等学校教育補助金 9 万 9,000 円の減額補正でこれも実績見合いの減額でございます。財源は一般財源でございます。(2) 学力向上サポート事業 30 万円も実績見合いの減額でございます。財源は教育振興基金 30 万円の減でございます。2 項 1 目学校管理費、(1) 小学校施設管理経費 742 万 1,000 円の減額補正でございます。これも不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。(2) 社台・白老・緑丘小学校統合事業 14 万 8,000 円は不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。(3) 小学校施設整備事業 769 万 5,000 円は、繰越事業として 28 年度に執行するものでございます。工事の内容は緑丘小学校受電用変圧器及び絶縁油取替え工事が 488 万 2,000 円、萩野小学校受電用変圧器取替え工事 281 万 3,000 円の計上でございます。財源につきましては特定防衛施設周辺整備調整交付金が 157 万 9,000 円、一般財源が 611 万 6,000 円となります。(4) 小学校耐震化対策事業 1 億 3,932 万 5,000 円の計上でございます。これも 28 年度に取り行う事業でございます。これは竹浦小学校の校舎及び屋内運動場の耐震化と老朽改修を行う経費でございます。財源は国庫補助金が 5,787 万円、地方債が 7,540 万円、一般財源が 605 万 5,000 円となる事業でございます。次に 2 目教育振興費、(1) 小学校就学援助、特別支援教育就学奨励事業経費 74 万 1,000 円の減額補正でございます。これは実績見合いの減額でございます。財源は一般財源でございます。3 項 1 目学校管理費、(1) 中学校施設管理経費 275 万円の減額補正でございますが、不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。

次に、77 ページ 2 目教育振興費、(1) 中学校就学援助、特別支援教育就学奨励事業経費 39 万円の減額補正でございます。実績見合いに伴う減額で財源は一般財源でございます。4 項 1 目幼稚園費、(1) 幼稚園就園費補助金 6 万円の減額補正でございます。実績見合いでございます。財源は国交助金が 92 万 9,000 円の減、一般財源が 86 万 9,000 円の増となります。5 項 1 目社会教育総務費、(1) 放課後児童対策事業経費 53 万円の減額でございます。これは実績見合いに伴う減額でございます。国庫補助金が 12 万円、道補助金が 11 万 9,000 円の減、分担金が 29 万円の減でございます。(2) みんなの基金事業経費 14 万 5,000 円でございますが、これはみんなの基金の事業の確定に伴う実績見合いに伴うものでございます。財源はみんなの基金 14 万 6,000 円の減、一般財源がマイナス 1,000 円となっております。

次に、2 目公民館費、公民館管理運営経費 194 万円の不用額の整理で、財源は一般財源でございます。3 目図書館費、図書館運営経費 10 万円の不用額整理でございます。財源は一般財源でございます。79 ページ (2) 図書館購入経費 2 万円でございます。図書備品として青色申告会様からいただいた給付金の充当をもって備品の購入等の経費でございます。

次に、5 目仙台藩白老元陣屋資料館管理費、(1) 資料館運営経費 8 万 2,000 円の減額補正で不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。6 目高齢者学習センター費、(1) 高齢者学習センター管理運営経費 32 万 6,000 円の減額補正で不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。6 項 1 目保健体育総務費、(1) 体育協会運営経費 14 万 9,000 円の増額補正でございます。補助金として一般財団法人の白老体協会への補助する経費でございますが、内容は WEED しらおいの全国大会出場に伴う経費の増額補正でございます。財源は一般財源でございます。(2) スポーツ団体支援事業経費 30 万 9,000 円の増額補正でございます。これは児童生徒スポーツ大会等の派遣費として 9 個人 1 団体に補助する経費の増額でございます。

財源は一般財源でございます。

次に、2目体育施設費、(1)体育施設指定管理経費472万8,000円の減額補正でございますが、実績見合いでございます。体育施設の管理経費、これは光熱費等の減額によつての計上でございます。財源は一般財源でございます。

次、81ページ、(2)町民温水プールパネルヒーター改修事業10万円のこれは入札差金の減額でございます。財源は一般財源でございます。(3)陸上競技場管理棟階段改修事業10万1,000円の減額補正でこれも入札差金でございます。財源は一般財源でございます。7項1目しらおい食育防災センター管理運営費、(1)しらおい食育防災センター事務経費35万円の減額ですが不用額の整理でございます。財源を一般財源です。(2)しらおい食育防災センター運営経費531万円の減額補正で、不用額の整理等をしております。財源は一般財源でございます。

次、83ページ、12款公債費、1項1目元金、(1)長期債元金償還金1億2,139万9,000円の増額補正でございますが、これにつきましては財政健全化のための対策として繰り上げ償還を行う経費としております。これは19年に借り入れた退職手当債の繰り上げ償還でございます。詳細についてはこの説明の後また説明を申し上げます。

次に、2目利子、(1)長期債利子支払費1,154万円の不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。

13款給与費、1項1目給与費、職員等人件費、これは財源を振り替えております。財源の中の特定財源を一般財源と振り替えております。

次に、14款諸支出金、1項1目基金管理費でございます。1億3,420万6,000円の増額補正となっております。積立金として、まず一番上の財政調整積立金として、このたび不用額の整理等を行った結果、財源に余裕が出たということで今回積み増し分として2,000万円を財調に積み立てます。それと寄附金として、苫小牧信用金庫様からいただいた100万円を積み立てるものがございます。財政調整基金の現在高は、ただいま4億966万円でございますので、ここの2,100万円をその他利子分もでございますが、2,100万円を積み立てますと、総額4億3,066万円が残高となります。

次に教育振興基金これ配当分だとかの整理でございますが、ずっと下のほうに中段のほうに役場庁舎建設基金積立金、ここで繰替運用繰戻分5,000万円の計上でございます。これもこの度の不用額の補正に伴つての財源が出たということで、繰戻分を行った分をここで戻すことにいたします。この5,000万円を戻すことによつて、23年度末で繰戻分の残高は2億円ございましたが、今回5,000万円戻すことによつて残りは1億5,000万円となります。

次にその下の下段でございますが、退職手当等追加負担金積立基金積立金ということでこれも不用額の整理の財源を活用いたしまして、5,000万円を積み立てるものがございます。これは平成31年度に支払う分、3年ごとの精算で支払う部分の退職手当特別負担金を本年度に積み立てておくものがございます。

次にずっと下段のほうで白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金、このたび寄附分として386万6,000円を基金に積み立てをすることといたします。その他1番下段に子供夢基金積立金1,000万円でございますが、1,000万円の財源の中に430万円分はふるさと納税でいただき

た部分を充当し、あと残り分570万円は一般財源を持ち出して1,000万円を積み立てるものでございます。この各種積立金の1億3,420万6,000円の中に財政健全化のための対策として、総額1億3,000万円をこのたび積み立てるものでございます。これで歳出の説明は終わりました。

歳入の説明でございますが、ページ8ページへお戻りください。まずに特定財源につきましては歳出のほうでご説明申し上げましたので、一般財源の部分についてご説明申し上げます。

まず、7款のゴルフ場利用税交付金、1項1目ゴルフ場利用交付金でございますが、本年度分の額が確定してということで15万8,000円の増額補正をいたしました。

次に11款地方交付税、1項1目地方交付税、このたびのもろもろの支援等を含めまして6,877万9,000円を今回の補正に充当しております。13号までの残高が1億4,088万9,000円ございましたので、今回の充当することによって残りが7,211万円留保額となります。

次に11ページをお開きください。14款使用料及び手数料、6目土木使用料の3節港湾運営施設使用料544万円の増額補正でございます。これは係留施設使用料が150万円、港湾施設用地使用料が394万円の増額補正で港湾内の工事関係者の使用料が確定いたしましたということの増額補正でございます。

次に19ページをお開きください。17款財産収入の1項1目財産貸付収入、土地移設等地域建物貸付収入1,218万8,000円の増額補正でございます。企業誘致促進住宅貸付料につきましては、92万4,000円減額になっております。これは4月から7月まで3戸が入居ができなかったということと8月以降3月までには2戸が入居がちょっと不可能だったということの減額補正でございます。また港湾関連運営施設用地貸付収入として、本年度分1,129万8,000円が増額補正しております。また光ネットワーク回線使用料の貸付料として200世帯分の増額となっており、181万4,000円が増額しております。

次に21ページです。17款財産収入の2項2目物品売払収入の1節物品売払収入、立木等売払収入、これは石山町有林の間伐材の売払収入として60万3,000円を増額し、総額は200万ほどの計上したものでございます。

次に23ページをお開きください。これは21ページからありますけれども、指定寄附金でございますが、21ページの下段のほうに社会福祉資金は当初予算計上しておりましたが、寄附金がございませんでしたので減額をするものでございます。また先ほど歳出で説明した図書館購入費2万円は青色申告会様からの寄附金でございます。今回ふるさと納税基金として386万5,000円と地方創成資金として先ほどご説明した苫小牧信用金庫様から100万円、それと子ども夢基金これが430万円に積み立てる原資としてふるさと納税をいただいております。ふるさと納税は合わせると816万5,000円の増となっております。それと、一般寄附金として2節1,461万4,000円、これはふるさと納税の一般寄附金でございます。これで説明終わらせたいと思いますが、先ほどいった今回の対策に詳細についてご説明申し上げます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時05分

再開 午前 11時15分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは引き続き詳細の説明を担当課からお願いいたします。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） お手元の議案第1号の説明資料として、添付いたしました地方債の繰り上げ償還実施に伴うという補正予算要求についてということで記載しております。まず退職手当債の繰上償還がこのたび3月分末をもって行いますが、これは19年度に2億2,000万円の退職手当債を借りております。これは今後支払いを行っていくということで、34年までに支払うこととなっている起債でございます。このたび残高1億2,834万円を繰上するというところでございます。それに伴う利子が33万円がつきます。これをやることによりまして、効果として（3）に出ておりますけども、28年度以降元金、元利合わせまして2,100万円ほど公債費の減額になっていくと、当然34年までですからその後も払い続ければこの金額が支払わなければいけないと、その分が浮いていくということで公債費が将来的に減っていくというような状況でございます。これは本来は3月25日に定時償還時に行う予定でございましたが、金機関との協議がまだ一部日付が決まっておりませんので、支払いにつきましては多分4月中か5月中に出納閉鎖期間中に支払いを行っていききたいと思っております。これは出納閉鎖期間中ですから、それは支払いをできるということでございます。

次に、墓園造成事業特別会計への繰出金、今回の支援分として計上しておりますが、ご存知のとおり墓園の特別会計については、使用料収入を持って元利償還金の部分を支払っていくということになっておりますが、26年度以降ここに記載しておりますとおり、予算額352万2,000円に対して286万3,000円しか使用料収入がなかったと、本年度については307万6,000円に対して70万円と毎年こう減ってきている状況ございまして、担当課に聞くと問い合わせもないということでございますので、将来的になかなか使用料収入が入ってくる見込みがないということで、このたび本年度分の支援分プラス次年度分以降これは38年まで償還がでございます。その分の額を繰出ものでございます。残り分が残高として2,779万4,000円、利子が49万5,000円ということでございます。これを行うことによって、これは年度中に繰り出して28年度中に金融機関と協議を整えて28年度中に繰上償還を行っていくという予定にしております。これ退職手当等の繰上償還時に金融機関との協議で、この部分も含めてというお願いをしたのですが、ちょっと金融機関側の都合もございまして、退職手当債だけを今年度中、霊園の部分につきましては、来年中に行いたいということで行う計上でございます。来年度中にこの部分を償還するとここに記載しているとおおり240万円ほどの利子分がかからないと。それと一般会計も当然収入が入ってこない分、毎年繰り出す形、昨年から毎年補正の度にこういうふうに、3月に補正をしないといけないという状況になっていましたけども、そういうことは今後はないということでございます。それに伴って来年度以降整えれば墓園特別会計の廃止を行って、29年度からはわざわざにもし売れた場合は一般会計の中でその収入は受けていきたいと考えております。以上簡単でございすけども、説明をさせてます。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 私のほうからは次のところにあります、地方創生加速化交付金制

度についてということでご説明いたします。この地方創生加速化交付金につきましては、3月の議会中に追加補正という予定をしております。昨年に補正しました地域住民生活と緊急支援交付金、いわゆる消費喚起生活支援型と地方創生先行型の交付金と同様のスケジュールになっておりますが、まず先に3ページ目の(5)の今後の予定というところにスケジュールが示されておりますけれども、この交付金につきましては2月17日に国のほうに実施計画を提出しております。それで国のほうで実施計画を審査後3月中旬に額の決定通知がくると。その額をもって補正予算で3月の議会に追加議案として提案するという進めております。その議決後、本申請を行って3月中に交付決定を受けるというスケジュールになっております。

では、1ページにお戻りいただきまして、この地方創生加速化交付金につきましては、国のほうに27年度の補正で1月20日に成立いたしました。それで概要といたしましては、地方版の総合戦略の取り組みの先駆性を高めレベルアップの加速化が図られることにより、地方においての雇用の創出、新しい人の流れ、まちの活性化など、目に見える地方創生の実現を促進するという目的で交付金が設定されております。対象事業につきましてはですけども、(3)総合戦略において、次の①の事業分野のいずれかに該当し、②の事業の仕組みを全て備えており、③に示す先駆性を有する事業対象とするということになっております。本町におきましては、①の事業分野におきまして、(ア)のしごと創生の観光振興(DMOの展開)というところに該当させているという事業を計画として提出しております。②の事業の仕組みですが、客観的なデータに基づき設計され、地域の関係者と連携体制が整備され、検証見直しの仕組みを持ち、見直し事業の結果については公表しなさいということになっております。2ページ目ですが、その対象事業の具体的な内容ですけども、まず先駆性ということにつきましては、(ア)から(キ)の観点に該当するということになっております。(ア)が自立性、自走可能な事業であるということ。 (イ)、(ウ)、(エ)の3つの中から2つ以上が備えているということ。 (イ)が民間と共同して行う事業、(ウ)が関係する公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること、(エ)が複数の政策課題を関連づけて効果を発揮する事業という3つの中から2つ以上の効果を持つ事業を設定するということになっております。そして(オ)につきましては、事業推進主体を形成しなさいということで継続的に推進できる主体を持ちなさいということです。(カ)につきましては、地方創生における人材の確保・育成を目指すものであり、(キ)については、国が示す政策5原則、自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視という5原則の参考となる先駆的な事業としなさいということが対象事業になっております。4番目の基本的事項ですけども、国は市町村におきましては2事業までを申請範囲としております。申請額につきましては、およそ市町村にあつては、4,000万円から8,000万円程度の目安にしているということであり、本町におきましては、1事業『「民族共生の象徴となる空間」開設を見据えた「白老版DMO」を核とした地域力強化事業』ということで実施計画を申請しているところであります。なお、この補正事業につきましては28年度に全額繰り越す事業としております。この地方創生加速化交付金につきましては、3月議会において追加補正する予定となっておりますので、本日は制度の概要についてご説明いたしました。

○議長(山本浩平君) ただいま議案第1号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 平成27年度は白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議案について説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それで議2-1をお開きください。議案第2号でございます。平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,617万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,040万6,000円とする補正でございます。

続きまして、ページの2ページ3ページ目「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。ページは10ページになります。歳出、2款保険給付費、1項1目一般保険者療養給付費につきましては、歳入の国庫支出金の増額、療養給付費等交付金の減額、そして一般会計へ繰入金増額の増額に伴う財源振替でございます。続きまして、1項2目退職被保険者等療養給付金につきましては、療養給付費等交付金の減額に伴う財源振替でございます。続いて2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、国庫支出金の増額及び共同事業交付金の減額に伴う財源振替でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金20万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては支援金の27年度概算支払い額が確定したことによる増額でございます。財源につきましては、国庫支出金の増額で対応してございます。

次に、6款介護納付金であります。12ページをお開きください。1項1目介護納付金28万円の減額補正でございます。これにつきましても、納付金の27年度の概算支払い額が確定したことによる減額でございます。

続いて、7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金147万9,000円の減額補正でございます。拠出金の額が確定したことによる減額でございます。財源につきましては、国庫支出金及び道支出金の減額でございます。続きまして、3目保険財政共同事業拠出金782万1,000円の減額補正でございます。これにつきましても、27年度の拠出金の額が確定したことによる減額でございます。財源につきましては、道支出金の減額及び共同事業交付金の増額で対応いたします。

続きまして、8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、特定健康診査委託料300万3,000円の減額補正でございます。内容につきましては、当初受診者数を1,854名見込んでおりましたが、実績の部分が1,390人程度と予想されることから今回の減額補正でございます。財源につきましては、国庫支出金及び道支出金の減額と、14ページをお開きください。諸収入の減額でございます。

次に、9款基金積立金、1項1目国民健康保険事業基金積立金、積立金利子分1,000円の増額

補正でございます。内容につきましては、現在保有している基金保有額に係る平成27年度分の利息額の増による増額補正でございます。

続いて、11款諸支出金、1項3目償還金4,421万9,000円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度平成26年度の国民健康保険療養給付費等負担金の額の確定による国庫支出金の超過交付額4,362万5,000円の返還と、同じく前年度の特定健康診査等負担金の額の確定による国及び道支出金の超過交付額それぞれ29万7,000円、合計で4,421万9,000円の返還でございます。財源につきましては、国庫支出金の増額でございます。

次に、2項1目直営診療施設勘定繰出金、国民健康保険病院事業会計繰出金433万1,000円の計上でございます。内容につきましては、救急患者受け入れ態勢支援事業及び医師等の確保支援事業に対して特別調整交付金の助成を受けるものであります。国民健康保険の担当を經由しまして、申請するもので町立病院会計に繰り出しするものでございます。財源につきましては、国庫支出金を充てるものでございます。

続きまして16ページをお開きください。13款繰上充用金、1項1目繰上充用金につきましては、先ほど一般会計のほうでもご説明いたしましたが平成26年度分の赤字を解消するため、一般会計から2,721万1,000円、国民保険事業基金から130万5,000円、合わせて2,851万6,000円の繰入金を受けることにより財源振替をするものでございます。このことにより平成26年度の赤字額2,851万5,638円については、一般会計からの繰入金と国民保険事業基金を財源として全額解消されることとなります。

続きまして歳入でございます。4ページにお戻りください。2款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金5,275万4,000円の減額補正でございます。これにつきましては、療養給付費等の実績見合いによる減額でございます。続いて、2目高額医療費共同事業負担金45万円の減額補正でございます。これにつきましても、拠出金の額が確定したことによる減額でございます。続いて、3目特定健康診査等負担金15万5,000円の減額補正でございます。受診者の実績見合いによる減額でございます。続いて、2項1目財政調整交付金1億928万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、病院会計繰出金の今回の補正による収支差引額の見合い分を計上しております。国保会計の平成27年度の決算見込みにつきましては、まだ歳入歳出確定されておられません、現在のところ見込みといたしましては約1億4,000万円前後の赤字を見込んでおります。

次に、3款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金5,839万4,000円の減額補正でございます。退職者医療に係る交付金で療養給付費等の実績見合いによる減額でございます。

次に、5款道支出金、1項道負担金、6ページをお開きください。1目高額医療費共同事業負担金45万円の減額補正でございます。拠出金の額が確定したことによる減額でございます。続いて、2目特定健康審査等負担金15万5,000円の減額補正でございます。受診者の実績見合いによる減額でございます。続いて、2項1目北海道国民健康保険調整交付金8,898万8,000円の減額補正でございます。この減額補正につきましては、先ほど歳出で説明しました保険財政共同事業拠出金及び歳入の保険財政共同安定化事業交付金の額の確定により、歳入が歳出を上回ったため当初予算で計上した調整交付金が未交付となることによる減額でございます。

次に、7款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金276万4,000円の減額補正でございます。これは医療費が80万円を超える高額療養に係る交付金が確定したことによる減額でございます。続いて、2目保険財政共同安定化事業交付金8,618万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては80万円までの全ての医療費に係る交付金が確定したことによる増額でございます。

次に、9款繰入金、1項1目一般会計繰入金4,394万5,000円の増額補正でございます。内容としましては、保険基盤安定分1,673万4,000円の増額と歳出でもご説明していただきましたが、平成26年度の赤字解消分として2,721万1,000円を一般会計から受け、繰上げ充用の財源とするものでございます。続きまして8ページをお開きください。2項1目国民健康保険事業繰入金130万5,000円の計上でございます。平成26年度の赤字解消のため国保事業基金より繰り入れし、繰り上げ充用の財源とするものでございます。

続いて、11款諸収入、3項1目特定健康審査等一部負担金42万9,000円の減額補正でございます。受診者の実績見合いによる減額補正でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは議3-1をお開きください。議案第3号でございます。平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ114万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,116万4,000円とする補正でございます。

続きまして、2ページ3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきますので、6ページをお開きください。歳出、2款分担金及び負担金、1項1目広域連合分賦金、後期連合負担金114万5,000円の増額補正でございます。内容につきましては、まず後期高齢者医療保険料負担金については、被保険者から徴収した保険料を広域連合に納付するものですが、平成27年度の保険料の実績見込みにより119万6,000円の増額補正をする者でございます。事務費負担金につきましては、広域連合から27年度概算額の変更による5万1,000円を減額し、トータルで114万5,000円の増額補正でございます。財源につきましては、後期高齢者医療保険料の増額と一般会計からの繰上げ金の減額でございます。

次に歳入であります。4ページにお戻りくださいと。1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療保険料119万6,000円の増額補正でございます。歳出でもご説明いたしました、

保険料の実績見合いによる補正でございます。内容につきましては、1節現年分特別徴収保険料367万6,000円の減額、2節現年度分徴収保険料444万6,000円の増額、滞納繰越分普通調整分保険料42万6,000円の増額、トータル119万6,000円の増額でございます。

次に、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金、事務費繰入金5万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、広域連合の事務費負担金の精算による一般会計からの繰入れ金の減額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要な方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 平成27年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） それでは議案の第4号でございます。平成27年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、主に不用額等の整理でございますが、歳入歳出それぞれ4,265万8,000円を減額し、総額を12億9,976万円とする補正でございます。

次に2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に4ページをお開きください。「第2表 債務負担行為補正」の変更部分でございます。白老下水終末処理場運転管理業務等包括委託につきましては、限度額の確定に伴っての変更でございます。次に水洗便所改造資金利子補給につきましては、新規貸付実績見合いによる減額でございます。

5ページの「第3表 地方債補正」につきましても、事業確定に伴う限度額の補正でございます。

次に、歳入歳出事項別明細書ですが歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費220万円の減額、(1)下水道業務一般事務経費、3節職員手当等については、退職手当、負担率改正に伴う減額、4節共済費については標準報酬制導入に伴う減額、27節公課費については消費税納付額の確定によるものでございます。(2)水洗便所普及・排水設備促進経費については、貸付実績による不用額の整理でございます。

次に、2目下水道維持管理費765万8,000円の減額。(1)管渠維持管理経費については、管渠維持補修及び清掃実績等による執行残の整理でございます。(2)管渠維持管理事業については、入札差金による執行残の整理でございます。次のページ13ページになります。3目処理場管理費470万円の減額、12節役務費と13節委託料については、汚泥処分実績による不用額の整理でございます。15節工事請負費については、入札差金による執行残の整理でございます。

次に、2項1目下水道施設費2,630万円の減額、2節給料から4節共済費については職員の人

事異動に伴い1名減員となったことによる減額でございます。15節工事請負費については、入札差金等による執行残の整理でございます。続いて2款公債費、1項2目利子180万円の減額でございます。新規借り入れ起債の額及び利率の減少等に伴っての減でございます。

続いて歳入でございます。6ページのほうにお戻りください。2款1目下水道使用料1,820万3,000円の減額につきましては、さきに説明した歳出の不用額等整備に伴っての見合いの額を減額調整するものでございます。

次に3款1項1目都市計画事業補助金765万5,000円の減額につきましては、事業費確定に伴って補助金の精算でございます。4款1項1目一般会計繰入金1,000万円の減につきましては、歳出の施設費に対応した不用額見合いを減額するものでございます。6款3項1目貸付金元利金収入40万円の減につきましては、水洗化資金の貸付実績に伴う元金の減でございます。

最後次のページに7款1項1目下水道債640万円の減額については対象事業の確定によっての減額計上しているものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

赤城港湾室長。

○経済振興課港湾室長（赤城雅也君） ページ議5-1です。議案第5号、平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,077万4,000円とするものであります。

次、2ページをお開き願います。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書につきましては、歳出からご説明申し上げます。6ページをお開き願います。1款港湾機能施設運営費、1項1目港湾機能施設運営費60万5,000円の増額でございます。11節需用費は光熱水費の船舶給水の水道料金13万6,000円の増額、13節委託料は船舶給水業務委託料で24隻分で4万2,000円の増額、27節公課費は消費税の26年度消費税確定申告中間納付の不足分42万7,000円の増額でございます。

続きまして、2款公債費、1項2目利子町債利子償還金で借入利率の減により11万2,000円の減額でございます。

次に歳入でございます。4ページをお開き願います。2款財産収入、1項1目財産貸付収入23万3,000円の増額でございます。これは漁礁政策ヤードの貸付面積の増によるものでございます。

次、3款繰入金、1項1目他会計繰入金26万円の増額でございます。消費税納入増等による

増額でございます。以上歳入の内容でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議案第6号でございます。議6-1をお開きください。平成27年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,828万9,000円を追加し、総額を3,136万5,000円といたします。

次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書、歳入のほうから説明をさせていただきます。

1款使用料及び手数料、1項1目墓園使用料につきましては124万7,000円の減額でございます。墓地使用許可の実績による減額でございます。4款繰入金、1項1目他会計繰入金につきましては2,953万6,000円の増額でございます。こちらにつきましては、全て一般会計からの繰入金でございます。内訳につきましては先ほどの議案第1号の際に財政課長のほうからご説明申し上げましたが、まずは使用料の収入不足によりまして平成27年度地方債の償還の残高不足分が124万7,000円でございます。そのほか平成27年末の地方債の残高が2,779万4,000円、それから平成28年度利子分が49万5,000円でございます。合わせて2,953万6,000円でございます。

続きまして歳出の説明に移らせていただきます。6ページをごらんください。こちらにつきましては、3款基金積立金、1項1目墓園造成事業基金積立金につきましては、2,828万9,000円の増額補正でございます。先ほど歳入でご説明申し上げました、一般会計からの繰入金の2,953万6,000円のうち、今年度の地方債の償還残高不足分124万7,000円を除いた2,828万9,000円を墓園造成の事業基金に積み立てをするものでございます。この積み立てした財源につきましては、平成28年度以降地方債の償還財源の不足分に充当させていただいたり、繰り上げ償還の原資として使わせていただくことで考えてございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の議案について説明をお願いいたします。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議7-1をお開きください。議案第7号、平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,223万7,000円を減額し、歳入歳出の総額20億6,161万2,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明を申し上げます。

12ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費、(1)介護保険運営経費65万9,000円の減額補正でございます。これにつきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料の増額で改修費用の2分の1が国庫補助金でございます。2項2目認定調査費、(1)介護認定調査経費45万円の減額補正で、認定調査員の賃金の減額と主治医意見書手数料の減額でございます。

2款保険給付費、1項1目介護給付費、(1)介護給付経費1,900万円の減額補正でございます。これにつきましては、1カ月当たりの要介護認定者の在宅サービス利用者数を約521人の見込みに対しまして、513人と減少していることから減額するものでございます。14ページをお開きください。2目介護予防給付費、(1)介護予防給付費2,600万円の減額補正でございます。これにつきましては、1カ月当たりの要支援認定者の在宅サービス利用者数280人の見込みに対して275人と減少していることから減額するものでございます。2項1目高額介護サービス費、(1)高額介護サービス経費300万円の増額補正で、当初と比較して対象者数の増加によるものでございます。3項1目特定入所者介護サービス日、(1)特定入所者介護サービス経費1,499万円の増額補正でございます。これにつきましては、要介護認定者で介護保険施設入所した場合の食費及び居住費について、低所得者に対する不足給費を行うもので対象者数の増加によるものでございます。2目特定入所者支援サービス費、(1)特定入所者支援サービス経費1万円の増額補正でございます。これにつきましては、要支援者で介護保険施設短期入所した場合の食費及び居住費について、低所得者に対する補足給付分でございます。

16ページをお開きください。3款地域支援事業費、1項1目介護二次予防高齢者施策事業費、(1)介護二次予防高齢者施策事務経費200万円の減額補正で、主な内容は二次予防高齢者に対する通所介護予防委託料の減額でございます。2目介護一次予防高齢者施策事業費、(1)高齢者健康づくり事業経費65万円の減額補正でございます。これにつきましては、主な内容は高齢者健康づくり事業にかかわる不用額の整理による減額でございます。2項1目総合相談事業費、(1)総合相談事業経費10万円の減額補正で不用額の整理による減額でございます。3目任意事業費、(1)地域自立生活支援事業経費269万6,000円の減額補正でございます。この主な内容は身寄りのない認知症高齢者やそれに準ずる方の審判請求のための町長申し立て件数が現在までゼロ件であるため審判請求費用及び成年後見人報酬の減額と配食サービス委託料の不用額の

整理による減額でございます。

18ページをお開きください。4目生活支援体制整備事業費の生活支援体制整備事業経費は財源振替でございます。これにつきましては国庫補助金、道補助金等の振替でございます。これで歳出を終わらせていただきます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。歳入でございます。1款介護保険料、1項1目第1号被保険者介護保険料9万3,000円の減額補正でございます。これにつきましては、低所得者段階の第1階層に係る対象者が増額したことにより、国と道、町から公費による軽減分が追加交付されるため減額するものでございます。2款分担金及び負担金、1項1目地域支援事業負担金140万7,000円の減額補正で、主な内容は介護二次予防高齢者通所介護事業負担金と配食サービス事業負担金の減額でございます。3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金293万1,000円の減額補正でございます。これは当初見込み額よりも、交付内示額が減額によるものであります。介護給付費に対します国の負担割合が施設分が15%、その他分が20%となっております。

6ページをお開きください。2項1目調整交付金414万7,000円の減額で、交付内示額に対する整理でございます。2目地域支援事業交付金（介護予防事業）61万8,000円の減額で、交付内示額に対する整理で国の負担割合は25%でございます。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）61万6,000円の減額で交付内示額に対する整理でございます。国の負担割合は39%となっております。4目介護保険事業負担金32万9,000円の増額で、歳出でご説明いたしました介護保険システム改修に伴う補助金でございます。4款道支出金、1項1目介護給付費負担金343万円の減額でございます。これは交付内示額に対する整理で道の負担割合は施設分が17.5%、その他分が12.5%でございます。3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）31万円の減額で交付内示額に対する整理でございます。道の負担割合は12.9%となっております。

8ページをお開きください。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）30万7,000円の減額で、交付内示額に対する整理でございます。道の負担割合は19.5%となっております。5款支払い基金交付金、1項1目介護給付費負担金、1,558万7,000円の減額で交付内示額に対する整理で、支払い基金の負担割合は28%でございます。2目地域支援事業支援交付金69万2,000円の減額で、交付内示額に対する整理でございます。支払基金の負担割合は28%でございます。7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金337万5,000円の減額補正でございます。これにつきましては、介護給付費に対する一般会計負担分で負担割合は12.5%でございます。2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）30万9,000円の減額で、町の負担割合は12.5%でございます。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）30万6,000円の減額で、町の負担割合は19.5%でございます。

10ページをお開きください。4目その他一般繰入金2万7,000円の減額補正で、歳出でご説明いたしました総務費に係る一般会計繰入金でございます。2項1目介護保険基金繰入金158万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、介護給付費見込み額に対する財政調整交付金が少なくなる見込みのために、事業基金の繰入でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

それではここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 12時05分

再開 午後 1時05分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8、議案第8号 平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 議8-1をお開きください。議案第8号、平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1万5,000円を減額し、総額をそれぞれ5,154万6,000円とするものであります。今年度より短期入所5床を一般居室に転換したことに伴い、ホテルコストの増収が見込まれていることから、財源振替して一般会計繰入金を減額するものであります。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。歳入歳出事項別明細書の歳出から説明いたします。6ページをお開きください。2歳出、3款公債費、1項2目利子1万5,000円の減額で一時借入金利子の減額であります。

続きまして、歳入をご説明いたします。4ページをお開きください。1歳入、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金119万円の減額でホテルコスト増収見込みによる繰入金の減額であります。3款諸収入、1項1目雑入117万5,000円の減額で、さきにご説明いたしました一般居室へ5床転換したことによるものであります。以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） ただいま説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要な方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第9号 平成27年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） それでは議9-1をお開きください。議案第9号、平成27年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は当初予算の計上時よりも、起債借り入れ時点での利率が低利であったため、元利均等償還の利子は減額となったのですが、元金について償還額増加したため、その不足する見合い分について増額を行うものでございます。この補正に伴い、予算書第4条本文括弧書き中の資本的収入が資本的支出に対し不足する額と、その補てん財源である損益勘定流用資金の額の改正を行い、また資本的支出の予定額についても増額を行うものでございます。

次に補正内容についてご説明いたします。9-3ページです。補正予算説明書をお開きください。資本的支出、1款2項1目企業債償還金において、不足する額19万4,000円を増額し、総額を9,538万8,000円とするものでございます。9-2ページ、実施計画については記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。以上で説明のほう終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第10号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議10-1をお開き願います。議案第10号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、まず初めに他会計からの繰入金433万1,000円を歳入として増額補正するものでございます。第1款の病院事業収益につきましては、既決予定額8億3,942万6,000円に433万1,000円を追加し、8億4,375万7,000円とする内容になってございます。

次に債務負担行為の変更についてでございます。プロポーザル方式による入札の額が確定したことに伴い、白老町立国民健康保険病院給食業務委託の債務負担行為の限度額を9,356万1,000円から9,143万3,000円に変更するものでございます。

2ページ目に移ります。2ページ目の実施計画書につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

3ページ目の収益的収入についてご説明申し上げます。今回の補正の主な内容につきましては、平成27年度に国民健康保険事業特別会計から他会計補助金として433万1,000円を医業外収益に増額計上する内容となっております。内訳でございますけれども、平成27年度国民健康保険直営診療施設特別法調整交付金といたしまして、救急患者受け入れ態勢事業で392万7,000円、また医師及び看護師等の確保事業といたしまして40万4,000円の2事業分、合わせて433万1,000円となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第10号の議案説明を終わります。

次の日程に入る前にお諮りいたします。

日程第11から日程第28までの条例の新制定、一部改正、廃止の18件の議案説明についてであります。議案第23号、議案第25号から議案27号までの4件の新制定と議案第40号の条例廃止については、全文を朗読し説明させることとし、議案第24号、議案第28号から議案第39号の条例の一部の改正は、長文の改正条文については朗読を省略し、議案説明、新旧対照表及び資料により簡潔に説明させることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきたいと思っております。

日程第11、議案第23号、白老町行政不服審査法施行条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは議23-1ページをお開きください。議案第23号をご説明いたします。議案第23号 白老町行政不服審査法施行条例の制定について。

白老町行政不服審査法施行条例を次のとおり制定するものとする。

本条例は新制定でございますので、全文を朗読させていただきます。

白老町行政不服審査法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属された事項を処理するため設置する白老町行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、委員5名以内の委員で組織する。

（委員）

第3条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 町長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第19号）に定めるところによる。

（会長）

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。

（秘密の保持）

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、行政不服審査事務主管課において処理する。

（弁明書の提出）

第8条 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、法第29条第3項第1項に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

（1）白老町行政手続条例（平成11年条例第3号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

（2）白老町行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

（手数料）

第9条 法第38条第1項の規定（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。第10条第1項において同じ。）の規定による提出書類等の写しの交付を受ける者及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する提出資料等の写しの交付を受ける審査請求に又は参加人は、その交付を受けるとき、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

（手数料の減免）

第10条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であつて法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、前項の規定中「審理員」となるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交

付を受ける審査請求人及び参加人について適用する。この場合において、第1項の規定中「審理員」とあるのは「白老町行政不服審査会」と読み替えるものとする。

(罰則)

第11条 第6条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

次のページ、別表(第9条関係)交付の方法手数料の額。複写機により用紙に白黒で複写したものの交付1枚10円。複写機により用紙にカラーで複写したものの交付1枚20円。電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付1枚10円。電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付1枚20円。備考、両面で複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

議23-5、議案説明でございます。

平成28年4月1日より全部改正された行政不服審査法が施行されることに伴い、同法第43条第1項及び第81条第1項の規定に基づき、審査庁(審査請求された行政庁)は、裁決をするときに、公正性及び客観性をさらに確保するため、原則として第三者機関に諮問することが義務づけられることから、町の附属機関として「白老町行政不服審査会」を設置し、その組織及び運営に関する事項及び同法の施行に関する必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

制定の内容につきましては、次の議案第24号の条例案とあわせまして、別にお配りしております議案説明資料にて説明をさせていただきたいと思っております。資料の改正行政不服審査法の施行に伴う条例整備については、というところをお開きいただきたいと思っております。

それでは、資料おほう説明をさせていただきたいと思っております。改正行政不服審査法の施行に伴う条例整備。まず、この法の趣旨と申しますか、行政不服審査法とはというところで説明をさせていただきたいと思っております。上段、記載されされております行政不服審査とは、国や地方公共団体の「行政庁」の行政処分に関し、国民(住民)が行政庁に不服を申し立てる制度であり、公正性・利便性の向上等の観点から、このたび抜本的な見直しが行われ、行政不服審査法の全部改正(平成28年4月1日施行)がされたことから、本町においても関係条例を制定するというところでございます。まず、今回の行政不服審査法の改正の主な概要としまして、4点ここに掲げております。まず1つ目としましては、審理員による審理手続の導入。これは現行法には規定がございませんでしたが、新制度による職員のうち処分に関与しないものを審理員として両者へ審査請求人と処分庁の主張を公正に審理をする役でございます。それから、2つ目としまして第三者機関へ諮問手続の導入ということで、審査長の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公正性の向上を図るというものでございます。3つ目として審理手続における審査請求人の権利拡充ということで、証拠書類等の閲覧に加えて写しの交付を求めることができるようになっております。それから、4番目として不服申し立ての種類が異議申し立て及

び審査請求から審査請求ということに一元化されるということと、もう1つは審査請求期限が60日から3カ月に延長されるというものでございます。

その下、新制度における町長への審査請求の手続というところを、ご説明をさせていただきたいと思っております。右側に審査請求人というのがあります、この請求人が審査請求を審査庁(町長)というところ、そこに審査請求を行います。そのときに、これまでは行政処分があってこれが不服として審査請求をした場合は、この審査庁で審理してそれを裁決して請求人に戻すという行為だけだったのです。それが今回改めてできたのが、この四角の審査庁の下にある審理員というのが新しくできました。先ほど申したとおりここでは、これ職員です。職員を任命して、ここで、それぞれの主張を公正にまずは審理するという役目を負います。それから、それとともに審査庁は第三者機関の左端の行政不服審査会にこれの諮問をするということで、この附属機関が審理して答申をまた審査庁答申をして、それで、最後にまた審査庁から請求人に裁決を申し入れるというようなことになってございます。それからその下に米印がありますが、この審理員それから行政不服審査会につきましては、審査庁が行政委員会等の場合や別の審議会等に諮る場合は従来どおりの手続となり、この両2つの機関は設けられない場合があるということでございます。

それから次のページお聞きください。条例の内容でございますが、今回は議案第23号でご説明した内容は、まず1つ目として第三者機関である白老町行政不服審査会の設置とその組織及び運営についてでございます。それから、委員の守秘義務それを設けて違反者に対して罰則規定を設けております。ウとして、その他法の施行に関する必要事項の規定、手数料等の内容とかというのを設けているというものでございます。それから、あわせまして、(2)で議案第24号の説明を簡単にご説明させていただきます。

議案第24号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定というものでございまして、先ほど申しましたとおり審査請求に一元化されたことに伴います字句の整理等があります。これは不服申し立てとか異議申し立てとかという使い分けをしていたのが、これが審査請求というふうな言葉に一本化されるというものでございます。それからもう1つは、白老町情報公開条例及び白老町個人情報保護条例に基づく開示等の決定に対する審査請求があった場合は、現行におきましてもこの審査会において公正かつ慎重な判断が行われることから、改正法第9条第1項ただし書きの規定に基づき、審理員による審理手続を行わない規定を設けるというふうにしております。これは先ほどのページで申しました、米印で申しましたとおり、別の審議会等に諮る場合は今回のこの2つの機関を設けなくていいという、これをここで規定しているものでございます。そのほか法の施行に伴い上位法の改正による規定の整備、所要の改正を行えるということで、この①から⑤までの改正が議案第24号で行うということでございます。施行日につきましては28年4月1日、その他は規則において委任して定めるものというふうにしてございます。以上で議案第23号の説明は終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第23号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第23号の議案説明を終わります。

日程第12、議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 次に、議案第24号のご説明いたします。議案第24号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。行政不服審査法に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制とするものとする。本条例も新制定過程がございますが、長文のため全文朗読は省略させていただきたいと思っております。

議24-5 ページ、議案説明でございます。平成28年4月1日より全部改正された行政不服審査法が施行されることに伴い、異議申し立て及び審査請求が「審査請求」に一元化されたことによる字句の整理や同法を引用する規定を整備するとともに、白老町情報公開条例及び白老町個人情報保護条例に基づく審査請求については、国に準じて行政不服審査法に基づく審理員による審理手続を行わず、現行どおり白老町情報公開・個人情報保護審査会が審理手続を行うこととする規定を定めるため、本条例を制定するものである。議24-4に戻っていただきまして、附則この条例は、平成28年4月1日から施行する。

本条例につきましては先ほどの議案23号であわせて説明をさせていただきましたが、行政不服審査法の施行に伴いまして、白老町情報公開条例、白老町個人情報保護条例、白老町附属機関の設置に関する条例、白老町税条例、白老町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例につきまして字句の整理等を行うものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第24号の議案に関して質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第24号の議案説明を終わります。

日程第13、議案第25号 白老町子ども夢基金条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 議25-1をお開きください。議案第25号についてご説明させていただきます。白老町子ども夢基金条例の制定について。白老町子ども夢基金条例を次のとおり制定するものとする。平成28年2月23日提出。白老町長。制定条例ですので全文朗読いたしますが、さきに議案説明から説明させていただきます。

議25-3をお開きください。議案説明です。しらおい子ども憲章の精神に基づき、本町の未来を担う子どもたちの夢と希望を育み、健全な心身の成長を図ること目的とする事業に資するための基金を設置し、安定的かつ効果的に実施する必要があることから、本条例を制定するものであります。提案の今年度子ども夢・実現プロジェクト事業としまして子ども議会を開催しておりますが、今後におきましても、夢・希望などをキーワードとした事業を展開してまいりた

いと考えております。事業遂行ために安定的な財源確保としまして基金を創設するものです。
25-1のほうに戻っていただきまして、条文を読ませていただきます。

白老町子どもゆめ基金条例

(設置)

第1条 白老町の未来を担う子供たちの夢と希望を育み、健全な心身の成長を図ることを目的として実施する事業の資金に充てるため、白老町子ども夢基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定寄附金及び予算で定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れられるものとする。

(処分)

第5条 この基金の設置目的を達成しようとする必要が生じたときは、町長は所定の予算を定め処分するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例定めもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第20号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。この条例を制定するに当たって、子供たちの夢だとか、そういったものの聞き取りだとかというものが今年度行われました子ども議会なんかを通してやっていますけども、今後もそういった形の中で進められると。そういった子供たちの意見やなんかの聴衆はどういう形で進められるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） この事業に28年度に事業費として計上させていただきますけれども、議員がいわれたように子ども議会で意見等ありました。その中で、28年度に関しましては、職業とかそういう部分がありましたので、可能な限り意見を聞き取り入れながらして次の

年度の事業に予算計上していきたいと考えております。28年度も子ども議会を開催させていただきますので、そういう機会を通してながら収集して次の年度に生かしていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第25号の議案説明を終わります。

日程第14、議案第26号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 議26-1ページをお開きください。議案第26号でございます。白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてでございます。この条例は新たに制定するものでございますので、条文全文を朗読いたします。

白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域内において、過疎地域の自立促進に資するため、過疎法第31条の規定の適用を受ける設備を新設し、又は増設した者について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定による固定資産税の課税の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

（課税免除）

第2条 町長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の適用を受ける製造の事業、情報通信技術利用事業（過疎法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する機械及び装置（製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。）並びにその事業に係る家屋（その取得価の合計額が2,700万円を超えるものに限る。以下「特別償却設備」という。）新設し、又は増設した者に対し課する当該特別償却設備及び当該家屋の敷地である土地（土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があったものに限る。）の固定資産税について、新たに固定資産税を課せられることになった年度から3年度に限り免除するものとする。

（課税免除の申請）

第3条 前条の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に課税免除の申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、これを審査の上、課税免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（課税免除措置の承継）

第4条 第2条の規定による課税免除を受けた者から、当該課税免除に係る事業を承継した

者であって、当該課税免除の対象となる施設を引き続き事業の用に供するものは、町長に届け出をすることにより、当該課税免除を受ける地位を承継する。

(課税免除の取り消し)

第5条 町長は、第2条の規定による課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定による課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、課税免除を受けたものと認めるとき。
- (3) その他課税免除を講ずることがは適当でないとき。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第2条の規定による課税免除を受けた者については、なお従前の例による。

(白老町企業等立地促進条例の一部改正)

- 3 白老町企業等立地促進条例(昭和63年条例第19号)の一部を次のように改正する。第6条の表中「白老立企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例(平成23年条例第13号)第2条」の次に、「及び白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例(平成〇〇年条例第〇号)第2条」を加える。

次に、議26-4ページをお開きください。議案説明でございます。白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について。

本町が過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域に指定されたことに伴い、製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業の用に供する設備の新設、又は増設した場合に取得費等の一定要件により固定資産税の課税免除の措置を講じることにより、過疎地域の自立促進(産業の振興と雇用の増大)に資するため、本条例を制定するものである。

続きまして、次のページの説明資料でございます。説明資料は条例制定の趣旨で過疎地域自立促進特別措置法、これにつきましては議案説明で説明させていただいております。内容は変わりませんので記載のとおりでございます。2の課税免除要件等ですけれども、まず対象地域は町内全域。

続きまして、対象事業につきましては、製造の事業。これは租税特別措置法第12条第1項の表の第1号及び45条第1項の表の第1号に規定されている制度の事業でございます。

情報通信技術利用事業(コールセンター)なのですが、これについても租税特別措置法、施行令で定めておまして、情報通信の技術を利用する方法により行う商品、又は役務に関する情報の提供に関する事業、いわゆるコールセンターということでございます。

次に旅館業、下宿営業は除くとなっております。これにつきましては旅館業法第2条にお

いてホテル営業、旅館営業、簡易宿舎営業、下宿営業の各営業について規定がされております。その中で下宿営業は除くものでございます。

次に、対象要件でございます。青色申告書を提出する個人又は法人。これにつきましては、青色申告の承認申請書を所管税務署に提出し承認を受けている個人又は法人ということでございます。適用期限内に取得した設備等。新設又は増設ですけれども、これは先ほどの対象事業において新設又は増設した設備等を取得した場合ということでございます。取得した設備等が租税別措置法第12条、これは個人の場合のことをいっております。第45条は法人の場合によるもので、特別償却を受けられる減価償却資産でその取得価格が2,700万円を超えることとなっております。特別償却というのは租税特別措置法に規定された償却制度で青色申告の企業等に対して、通常の減価償却のほかに別枠で計算した特別な減価償却を認める制度でございます。取得が2,700万円を超えてというところにしましては、条文長いのですが、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置に適用される場合に定める省令で、第1条で取得価格が2,700万円を超えるものと規定されているものでございます。これらの要件で対象資産になりますけれども、過疎地域内で新設又は増設した次の資産ということで家屋、製造業、工業用建物のうちの製造の用に供する部分、情報通信技術利用事業、コールセンターですけれども、情報通信技術利用事業の用に直接供する部分、旅館業につきましては旅館業用に供する部分ということになります。償却資産につきましては、直接事業の用に供する機械及び装置を対象資産としております。

次に土地につきましては、取得後1年以内に当該建物の建設に着手した敷地で直接事業の用に供する部分でございます。

免除期間につきましては、固定資産税を課税されることにあった年度から3年度分免除されるものでございます。適用期間は平成33年3月31日までということとなっております。

交付税措置として、課税免除措置によって、減収分の普通交付税により補てんされるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

なお、この本条例の制定は本来であれば過疎地域に指定された平成26年度の早い時期に制定すべきであったものと思っております。条例制定が遅れたところにつきましては、深く反省しているところでございます。結果といたしましては地域指定された26年度以降、固定資産税の課税免除の対象となる事業はない状況でございます。今後も関係部署との情報共有などさらに連携強化するとともに、課税免除制度の周知徹底を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案説明が終わりました。

これより議案第26号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第26号の議案説明を終わります。

日程第15、議案第27号 白老町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） それでは、議27-1ページをお開きください。議案第27号、白老町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてご説明させていただきます。白老町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のとおり制定するものとする。本条例は、新制定でございますので、条例全文を朗読させていただきます。

白老町消費生活センターの組織及び運営に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

（設置）

第2条 法第10条第2項の機関として、消費生活センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、白老町消費生活センター。

位置、白老町大町1丁目1番1号。

（消費生活センター長及び職員）

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

（消費生活相談員の配置）

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格 試験に合格したもの（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することが排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

（消費生活相談員等の事務に従事する職員に対する研修）

第6条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（消費生活相談等の事務の実施しにより得られた情報の安全管理）

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は平成28年4月1日から施行する。

次に議27-3をお開きください。議案説明でございます。消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターを設置する市町村は、内閣府令で定める基準を参酌し、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を条例で定めることとされたことから、本町における消費生活センターの設置及び組織運営等について必要事項を定めるため、本条例を制定するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第27号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第27号の議案説明を終わります。

日程第16、議案第28号 白老町の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 議案第28号をご説明いたします。議案第28号、白老町の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定について。白老町の休日を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。条文の朗読は省略させていただきます。議28-2をお開きください。附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。これまで本町の年末年始における休日は、12月31日から翌年1月5日までとしておりましたが、北海道及び近隣市町との同一にすることにより、行政事務、公共施設運営及び窓口サービス等が円滑に推進されるようにするため、年末年始における休日を12月29日から翌年1月3日までとするものでございます。なお、本条例の改正に伴い、年末年始における休日を定めている他の条例で、白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、しらおい経済センター設置条例、白老ふるさと2000年の森設置及び管理に関する条例、白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、白老町公民館条例、白老町放課後児童クラブ条例、白老町スポーツ施設条例につきましても、これに合わせて同様の改正を行うものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第28号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第28号の議案説明を終わります。

日程第17、議案第29号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 次に、議案第29号、白老町課設置条例の一部を改正する条例の制

定についてでございます。白老町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。条文の朗読は省略させていただきまして、附則のみ朗読させていただきます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(白老町立保育所条例の一部改正)

2 白老町立保育所条例（昭和37年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会」を町長に改める。

(白老町放課後児童クラブ条例の一部改正)

3 白老町放課後児童クラブ条例（平成17年条例第38号）の一部を次のように改正する。第3条第1項第3号中「白老町教育委員会（以下「教育委員会」という。）を「町長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「町長」に改める。

第4条から第9条までの規定中「教育委員会」を「町長」に改める。

(白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

4 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表第3を削る。

次のページ、議案説明でございます。本町の財政健全化など山積する行政課題がある中、喫緊の課題に対し、政策や意思決定を効率的に進め、連携・調整を迅速かつ円滑に推進できる体制を整備するため、本条例の一部を改正するものである。この度行政組織機構の一部見直しを行い、平成28年4月1日からスタートするために、本条例を改正するものでございますが、見直しの内容につきましては別添の議案説明資料にて説明をさせていただきたいと思っております。

資料の平成28年度白老町組織の一部見直しについてというところをお開きください。それでは今回、組織の見直す部分について、2カ所ございます。まず1つ目としまして象徴空間整備推進体制の充実強化でございます。課題といたしましては、民族共生の象徴となる空間の2020年の開設を間近に控えまして、平成27年4月に現在の企画課内にアイヌ施策推進室を配置しまして、まちづくりの観点で連携しながら業務を進めてきているところでございますが、今後は国の象徴空間の整備に合わせて町による周辺整備、あるいは商業・観光連携などに特化した業務を専属的に行う体制の強化が必要であるというふうに考えてございます。このため見直しの内容としましては、民族象徴となる空間整備に合わせたまちづくりを町民総ぐるみで促進する必要があること。それから、現在の企画課の業務量の増加を考慮いたしまして、企画課から象徴空間活性化関連業務と町民活動業務を分離し、地域振興課というものを新たに新設しアイヌ施策推進室を地域振興課内に配置して互いに連携しながら業務を推進し、さらなる体制の強化を図るものでございます。

2つ目としていたしまして、子育て支援体制の整備でございます。課題といたしまして、子どもを取り巻く環境は、少子化、核家族の増加、家庭機能の低下などその課題のほか、児童虐待、

子供の貧困などの深刻な問題が増加しておりまして、この状況下で、子供の健康や福祉も絡めて関係部署や関係機関と連携して対応しなければならないことから、子ども子育て支援を総合的に推進する体制整備が必要であるということをございます。これにより見直しの内容といたしましては、現体制での子ども課の業務から、青少年教育に関する業務を生涯学習課に分離移管した上で、残りの子ども課の業務も町長部局に移管することとし、健康福祉課内に子育て支援に関する業務を行う部署といたしまして、「子育て支援室」を設置し、子供の健康や児童虐待など福祉分野との連携を強化できる総合的な体制を整備するものをございます。

次のページをお開きください。今回の見直しによりまして、課はふえませんが27年度と比較して室が1つふえるということと、今回管理職につきましても、いまの予定でございます。室長が1名ふえるというようなことで押さえてございます。3ページ、参考資料2としましてで条例の内容でございます。改正内容でございます。まず第1条関係として課の設置ということで、新設課地域振興課ということをございます。事務分掌につきましてもは地域振興課におきましては、まず1つ目として町民活動及び町内会に関する事項、これは企画課から分離するもの、地域活性化に関する事項これにつきましてもは新規で記載しております。それからアイヌ施策に関する事項、これも企画から分離しまして、先ほど申しましたとおり地域振興課の中にアイヌ施策推進室を課内室としてできるといふものをございます。それから、追加分としまして、健康福祉課内に「子育て支援室」を設置するということ、子育て支援に関する事項という事務分掌を新たに設定してございます。修正分としましては企画課が先ほど説明した、町民活動町内会に関する事項、アイヌ施策に関する事項が移行するということをございます。その裏面につきましてもは、今回の一応予定されている28年4月1日現在の行政組織図というものを、きょう参考資料として添付してございますので、ご承知おきいただきたいと思ひます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第29号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） いまの確認だけさせてください。つまり子ども課のことなのですが、「子育て支援室」を健康福祉課の下に置くということは、子ども課がこの図面で見えていったらなくなるのですが、そういうふうでいいのですか。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 現在の教育委員会にある子ども課はなくなります。健康福祉課の中に「子育て支援室」ということで移行するということになります。

○議長（山本浩平君） ほか、特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第29号の議案説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時20分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第18、議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは議案第30号をご説明いたします。議案第30号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。条文の朗読は省略させていただきます。議30-3附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。地方公務員法の一部改正に伴い、職務給の原則を徹底するため、「等級別基準職務表」を定め、等級別に職名ごとの職員数を公表するものとされたことから、法に引用している条項の整備も併せて所要の改正を行うことのほか、本町の財政健全化に向けた取り組みとして、職員給与の自主削減を継続するとともに、再任用職員についてはさまざまな行政課題に対応するため、豊富な経験及び知識を有する人材の活用が不可欠であり、平成28年度より期末勤勉手当を支給すべく、国に準じた支給割合に改めるため、本条例の一部を改正するものである。改正内容につきましては、別添の議案説明資料にて説明をさせていただきます。

教育給与条例等の改正についてというところをお開きいただきたいと思います。今回の給与法条例の改正につきましては、まず3点あります。等級別基準職務表の条例化、再任用制度の一部見直し、それから給与の自主削減の継続というところ。まず1つ目といたしまして、等級別基準職務表の条例化についてでございます。これにつきましては、平成26年度の地方公務員法（以下「法」と呼ぶ）の改正により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、法第25条第4項において、給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づく等級ごとの明確な給料額の幅を定めなければならないこととするのと同時に、その運用については、議会審議等を通じて、地方公務員給与における職務給の原則を一層徹底させようとする観点から、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表を給与に関する条例で定めることとなりました。現在、本町における等級別基準職務表は、初任給、昇格、昇給等に関する規則第3条において規定しているところではありますが、この基準表を条例で規定することとしたものでございます。基準表につきましては、議案の30-2、30-3にお示ししている別表第5の表が基準表に当たるものでございます。

続きまして2番目としまして、再任用制度の一部見直しでございます。今後のさまざまな行政課題に対応するため、豊かな経験・知識を有する再任用職員の人材活用が不可欠であるとして、職階制の導入など町長の公約にもありますとおり、これに基づきまして、制度の見直しを図るものでございます。今回、条例の改正に係る部分については期末勤勉手当のところでございますが、そのほか制度を部分的に見直ししておりますので、その説明をさせていただきます。

まず1つ目としまして、勤務形態の変更ということで、これまで再任用職員につきましては、常勤勤務と短時間勤務というこの2つを選択することが可能でございましたが、これを常勤の勤務のみとするもので、職員と同一という形にさせていただくというものでございます。それから2つ目として給料の格付でございますが、これまで一律2級格づけとしていたものを、見直しでは課長職で退職した職員につきましては3級格付とし、それ以外は2級格付するものでは課長職にはそれ相応の後進の指導にあたる業務等を中心に行っていただきたいと考えてやるものでございます。

それから次のページですが、3番目の期末・勤勉手当でございますが、これまで制度開始以来、支給しないということにしてございましたが、今回、勤務形態も短時間勤務をさせないという常勤勤務のみということでモチベーションを高めた上で、職務に当たっていただいたという観点もありまして、今回国の支給額に準じて期末手当・勤勉手当はこの率により、支給させていただきますというふうに考えるところでございます。

最後に給与の自主削減の継続でございますが、これも財政健全化のために、一般職及びこのあとの条例で議案で出てきます特別職の給料につきましても、自主削減率を変更せず、削減を継続したいというふうに考えているところでございます。この表のとおり、まず一般職につきましては、削減率は記載のとおり27年度と変更なしということでございます。特別職においても同じ削減率を用いて継続するというものでございます。なお、今回削減効果につきましては、全会計でおおむね1億2,000万円、一般会計ではおおむね1億円というふうに試算しているところでございます。なお、職員の自主削減の継続につきましては、職員組合と幾度となく事務折衝を行ってきておりますが、いまだ合意には至っておりません。今後も組合に理解をいただくために誠意を持って粘り強く交渉し、議決までには何とか合意を得たいというふうに考えております。よって、職員の給与の自主削減につきましては、早期に解消しなければならない重要案件と捉えておりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第30号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第30号の議案説明を終わります。

日程第19、議案第31号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 次に議案第31号をご説明させていただきます。議案第31号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。下段、附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行する。議39－2ページ、議案説明及び新旧対照表でございますが、特別職の給与の自主削減につきまして、

平成28年度も同率で継続するための改正でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第31号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第31号の議案説明を終わります。

日程第20、議案第32号 白老町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 次に議案第32号をご説明いたします。議案第32号、白老町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。白老町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するとする。議32-2をお開きください。附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

次のページ議案説明でございます。「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行により共済年金が厚生年金に統一されたことに伴いまして、「特定警察職員等」本町では消防職員が該当いたしますが、この定義を定めていた地方公務員等共済組合法の規定が削除されまして、厚生年金保険法に新たに規定されたことから、関係規定を整備する改正でございます。併せまして再任用職員の任期の末日についてであります。再任用職員の任期は本町の財源対策の一環といたしまして、部分年金の支給開始される年度の末日までとする経過措置を運用により行ってまいりましたが、これを条例で明確に定めることとし本条例を改正するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより第32号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第32号の議案説明を終了いたします。

日程第21、議案第33号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 議案第33号をご説明いたします。議案第33号、白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。条文の朗読は省略させていただきます。下段の附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行する。

次のページ議案説明であります。地方公務員法の一部が改正され、法第24条第6項職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めるという条項が法第24条第5項となったことにより、これを引用している条項について所要の整備を行うため本条例を改正するものでございま

す。なお同条例のほかに、当該法の条項に引用しております条例、白老町職員の寒冷地手当に関する条例、白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきましても、これに併せて改正するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第33号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第33号の議案説明を終わります。

日程第22、議案第34号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 議34-1ページをお開きください。議案第34号でございます。白老町条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議34-6ページをお開きください。議案説明でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、町税に係る徴収及び換価の猶予に関する申請手続等について必要事項を条例委任されたこと並びに税制改正大綱において個人番号の利用の取り扱いを一部手続について見直す方針が示され、町民税及び特別土地保有税に係る減免申請について個人番号の記載を不要と取り扱うことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に新旧対照表でございます。第1条による改正及び議34-12ページ、中段の第2条による改正につきましては、新旧対照表に記載のとおりでございます。改正内容につきましては、議34-13ページの次の議案第34号説明資料で主な改正項目についてご説明いたします。

第1条による改正関係の町税に係る徴収や換価の猶予に関する申請手続等の主な改正についてご説明いたします。改正の趣旨、概要ですけれども、平成27年度の地方税法の改定において、26年度の国税の猶予制度の改正を踏まえた見直しが行われました。分割納付の方法等や申請手続等を条例で定めることとされたことから、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容といたしまして1つ目、徴収猶予に係る徴収金の分割納付等。猶予に係る徴収金の納付は、財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当な金額の分割方法を規定するもので、猶予を認められる要件は、次の5項目でございます。この5項目につきましては、地方税法第15条に規定されているものでございます。1つ目、財産について、災害（震災・風水害・火災等）を受け、又は盗難にあったとき。2つ目、納税者又は生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。3つ目、事業を廃止し、又は休止したとき。4つ目、事業につき著しい損失を受けたとき。5つ目、1から4点に該当する事実と類する事実があったときでございます。

次に徴収猶予申請手続等、(2)でございます。猶予が認められる5項目のいずれかの要件により町税を一時に納付することはできないときは、申請により1年以内（最大2年以内で延長）の期間に限り、徴収の猶予を認めるもので、申請書に記載する事項及び添付書類等を定めると

ころでございます。併せて担保の徴収基準を規定してございます。

次に、(3)申請による換価猶予申請手続等につきましては、今までの直近による換価の猶予制度に加え、滞納者からの申請による換価の猶予制度が新設されており、町税を一時納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となるときは、徴収金の納付期限から6カ月以内にされた申請により、1年以内(最大2年以内で延長)の期限に限り、滞納処分による財産の換価を猶予するもので、申請書に記載する事項及び添付する書類等を定めてございます。

次に4点目、担保を徴する必要がない場合ということで、猶予を受けようとする金額は100万円以下、期間は3ヶ月以内である場合は、担保を徴しないことを定めてございます。主な改正内容についてご説明いたしましたが、地方税法は改正され、条例で定めることとされた要綱等の規定の所要の整備を併せて行ってございます。

続きまして、34-5ページをお開きください。附則でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第34号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておきたいことのごきいます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第34号の議案説明を終わります。

日程第23、議案第35号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

南税務課長。

○税務課長(南 光男君) 議35-1ページをお開きください。議案第35号でございます。白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議35-5ページをお開きください。議案説明でございます。行政不服審査法の全部改正により地方税法の一部が改正されたことに伴い、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出及びその決定の手続において準用する規定等が整備されたことから、地方税法に基づき条例で定める審査申出手続等に関する規定についても所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

議35-6ページをお開きください。新旧対照表でございます。改正規定につきましては、新旧対照表に記載のとおりでございます。改正内容につきましては、議35-10ページの次の議案第35号、説明資料で主な改定項目についてご説明いたします。主な改正としましては、1つ目として書面審理関係でございますけれども、電子情報処理組織(電子メール)を使用して弁明書の提出が可能とする規定を設けております。

次に2つ目として、手数料の額及び減免規定を設けてございます。審査申出人から提出された書類等の写し又は書面の交付求めた場合の作成及び送付に要する費用は、交付手数料として審査申出人の負担とするものでございます。また、経済的困難その他特別の事由がある場合に

は減額又は免除することができる規定を設けてございます。書類の交付手数料といたしましては、複写機による複写及び電磁的記録にて出力した片面1枚白黒の場合は10円、カラーの場合は20円と別表で規定してございます。主な改正項目について説明いたしましたが、そのほかの改正規定につきましては、行政不服審査法の全部改正により地方税法が改正され、地方税法に基づいて条例を定める審査申出等に関する規定についても所要の整備を併せて行なっております。

次に、2審査の申出及び審査手順です。審査の申出につきましては、審査委員会に、固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格(評価額)に限り審査の申出をするものでございます。審査手続につきましては、従来どおりで変更はございません。審査の主な流れにつきましては記載のとおりでございます。

次に議35-3ページをお開きください。附則でございます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出は除く。)については、従前の例による。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) 議案の説明が終わりました。

これより議案35号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第35号の議案説明を終わります。

日程第24号、議案第36号 白老町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長(山本康正君) 議36-1をお開きください。議案第36号、白老町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。白老町空き家等の適正に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。条文の朗読については省略させていただきます。

次のページ、36-2をお開きください。附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

議案説明でございます。増加傾向にある空き家等の適正管理に関し、町民が安全で安心して暮らすことのできる生活環境を保全することを目的として、平成25年3月に本条例を制定し、

必要な措置を講じているところであるが、このたび、国において平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、従来条例で定めていた規定と法との整合性を図る必要が生じたことから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ36-4から36-7まで、こちらにつきましては新旧対照表でございますが、先ほど議案説明で申し上げましたが、こちらについてはまず1条から4条までについては、法の部分については空き家に関しての定義とあと文言の整理を行っております。それから5条以降につきましては、法と重複している部分について条例の削除を行っております。なお、法に規定がなく条例のみに規定されていた安全代行措置に関しては、そのまま残してございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第36号の議案に関して質疑へ許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第36号の議案説明を終わります。

日程第25号、議案第37号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

赤城港湾室長。

○経済振興課港湾室長（赤城雅也君） 議37-1をお開きください。議案第37号、白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について。白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のとおり改正するものとする。条文朗読は省略させていただきます。下段の附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行する。

次のページ、議37-2をお開きください。議案説明でございます。港湾区域内において、漁業者以外の者が営利目的のために、頻繁に素潜りによりナマコ、ウニ、アワビ等を採捕している現状があり、船舶の通路である航路内においても潜水行為をしていることから、船舶の安全航行を推進すべく港湾区域内において町長の許可なく潜水行為をすることを禁止し、違反した者には科料を処する規定を定めるため、本条例の一部を改正するのであります。

次のページの議37-3の新旧対照表については説明を省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第37号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておきたいことのある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第37号の議案説明を終了いたします。

日程第26、議案第38号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） それでは議案第38号でございます。白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり決定するものとする。中段の改正文でございます。

附則に次の1項を加える。

5 成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に限り、第26条中「別表第2」とあるのは「附則別表」とする。

附則別表中「(附則第3項関係)」を「(附則第5項関係)」に改める。

附則

この条例は平成28年4月1日から施行する。

改正の概要ですが、いままでの附則に新たに第5項として附則を加えることで、減額の料金体系を1年間継続維持する旨を規定するものでございます。

次のページでございます。議案説明です。平成22年12月から時限的に進めてきた水道料金減額措置については、本年度末をもって期間終了を迎えるところでございますが、次年度実施の財政健全化プランの見直しにおいて、料金体系のあり方についても再度検証を加えることとするため、それまでの間住民負担の軽減策として現行料金体系を継続するため、条例改正を行うものでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第38号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第38号の議案説明を終了いたします。

日程第27、議案第39号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

笠原消防本部予防課長。

○予防課長（笠原勝司君） 議案39-1をお開きください。議案39号をご説明させていただきます。白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。白老町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり決定するものとする。条文は省略させていただきます。

次のページ、附則この条例は平成28年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。白老町火災予防条例の一部改正について。「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）」の一部が改正され、新たに流通してきた設備や器具に関する隔離距離の基準が定められたことから、省令の基準に準ずる規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。改正の詳細といたしましては、消防法9条に竈、風呂場、その他火を使用する設備、その使用に関して火災の恐れのある設備、位置、構造の管理これ記載はございません。消防法の条文でございます。火災の発生のある器具取り扱いに関しては、政令で定める基準に従って市町村の条例でこれを定めるものであるという規定がございます。それで先ほどの省令の改正によりまして、本改正になったわけでございます。改正の要点とい

たしましては、先ほど対象器具、要するに火災の恐れのあるような調理器具等の周囲の離隔距離を定めた別表でございます。その別表の整理の中に、ドロップインという表現を埋め込み型にしたもの、あとは厨房用設備の中にグリル付きコンロというのがあるのですが、グリルの部分にグリドルという新たなオープン機能を持ったようなコンロの調理器具が加えられたこと、当初は電気コンロ、電子レンジ、電磁誘導加熱調理器というのがあるのですが、この電磁誘導加熱調理器というのは、一般的にはIHヒーターといわれて加熱しないで調理用の鍋自体が過熱するものなのですけれども、これが一応電気に関する器具ということで、この3点を同じ項目に統合したこと、あとこのIHの電磁誘導加熱調理機器が法整備当時は4.8キロワットが最大であったのですが、現状では5.8キロワットになったと、そういう改正でございます。この改正に併せまして、この表に出ている上方、側方、前方、後方これらはその周囲の離隔距離なのですけれども、これは総務省の諮問機関で安全性が確認されたということで変更にはなってございません。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第39号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第39号の議案説明を終わります。

日程第28、議案第40号 ふるさと体験館「森野」設置条例を廃止する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 議40-1をお開きください。議案第40号でございます。ふるさと体験館「森野」設置条例を廃止する条例の制定について。ふるさと体験館「森野」設置条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年2月23日提出。白老町長。

ふるさと体験館「森野」設置条例を廃止する条例

ふるさと体験館「森野」設置条例（平成16年条例第2号）は、廃止する。

附則

この条例は平成28年4月1日から施行する。

議案説明でございます。議40-2をお開きください。ふるさと体験館「森野」設置条例の廃止について。ふるさと体験館「森野」は、伝統ある旧森野小・中学校と周辺施設を活用し、森野地区の景観及び学舎としての歴史的価値を踏まえ、ふるさとを創出できる豊かな自然と歴史をもって住民の生涯学習活動の推進に寄与するため、平成16年6月に開館し、（一財）白老町体育協会が指定管理者として運営を行ってきたものであるが、施設の老朽化と利用者の減少により、平成23年度末をもって利用休止に至っていた。

その後も利活用についての目途が立たないため、ふるさと体験館「森野」の用途廃止するため、本条例を廃止するものである。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第40号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第40号の議案説明を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

ここであらかじめ通知いたします。明日引き続き10時より議案説明会を再開いたしますので、各議員におかれましては、出席方よろしくお願いをいたします。

◎延会の宣告

○議長（山本浩平君） 本日はこれをもって延会いたします。

（午後2時58分）